

令和6年第2回下仁田町議会定例会会議録第1号（12日）

招集年月日	令和6年6月12日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和6年6月12日午前10時00分				議長	佐藤博		
	閉会	令和6年6月20日午前10時11分				議長	佐藤博		
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 10名 不応招 0名 出席 10名 欠席 0名 欠員 0名	1	並木一夫	○	○	6	木暮弘元	○	○	
	2	小井土光弘	○	○	7	岩崎正春	○	○	
	3	大手博幸	○	○	8	佐藤博	○	○	
	4	佐々木信也	○	○	9	千野榮治	○	○	
	5	岡田邦敏	○	○	10	堀口博志	○	○	
【凡例】 ○応招・出席を示す ×欠席・不応招を示す									
会議録署名議員	2番	小井土光弘	3番	大手博幸					
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局長	佐藤正明			書記	石井史子			
地方自治法 第121条に より説明のため出席した者の氏名	町長	原秀男			福祉課長	市川博生			
	教育長	里見立夫			保健課長	今井美和			
	総務課長	下山光一			農林課長	佐藤圭司			
	企画課長	神戸領栄			商工観光課長	林光一			
	住民税務課長	小金澤康夫			建設水道課長	鈴木昌吾			
	会計課長	東間克敏			教育課長	荻野文昭			

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
町長挨拶
- 3 一般質問

会 議 の 経 過

開 会 令和6年6月12日 午前10時00分

○議長 佐藤博 おはようございます。

議員の出席が定足数に達しておりますので、ただ今から、令和6年第2回下仁田町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 佐藤博 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番 小井土光弘君と、3番 大手博幸君を指名いたします。

○議長 佐藤博 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会で本議会の運営等について協議がされておりますので、その結果について、報告を求めます。

議会運営委員長

(堀口博志議会運営委員長 登壇)

○議会運営委員長 堀口博志 おはようございます。

議長の指名がございましたので、議会運営委員長報告を申し上げます。

去る6月4日、午前10時から303委員会室において、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程及び議案の取扱い等の議会運営に関する事項について協議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日から6月20日までの9日間とし、審議日程につきましては、お手元に配付されている日程表のとおりであります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、町長のご挨拶をいただきます。

その後、一般質問を岡田邦敏議員、木暮弘元議員、岩崎正春議員、佐々木信也議員の4名の方が行います。

また、一般質問終了後、全員協議会を開催し、本定例会に提案されております報告第2号から第36号議案の細部にわたる説明をしていただき、さらに時間内に終了しない場合は、13日に引き続き開催させていただきます。

13日は、引き続き全員協議会を開催する場合は終了後、12日に全員協議会が終了した場合は、午前10時より本会議を開催していただき、報告第1号及び報告第2号を上程、報告の後、第32号議案から第34号議案までの上程、提案者の説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、第35号議案及び第36号議案の補正予算については、上程の後、提案者の説明、質疑の後、予算決算特別委員会に付託し、陳情につきましては所管の委員会に付託し、審査をお願いすることに決しました。

本会議終了後、社会経済常任委員会協議会を開催していただきます。

14日は、予算決算特別委員会を開催し、終了後、総務常任委員会及び総務常任委員会協議会を開催していただきます。

15日及び16日は、休日につき休会とし、17日から19日を委員会予備日といたします。

20日最終日は、午前10時より本会議を開き、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、第35号議案及び第36号議案に対しての討論、採決、また陳情の採決を行い、全日程を終了する予定です。

以上、この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長 佐藤博 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から6月20日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月20日までの9日間と決定いたしました。

○議長 佐藤博 続いて、町長から定例会招集の挨拶を願います。町長

(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 皆様、おはようございます。

令和6年第2回下仁田町議会定例会開会に当たり、ご指名をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、定例会にご参集いただきありがとうございます。

間もなく梅雨時期に差しかかり、今後の梅雨前線の活発化に加え、大型台風が発生、また頻繁に発生している地震など、いつも以上に緊張感を持った防災意識が必要であると認識しております。

さて、本定例会には、報告のほか議案5件についてご提案申し上げます。

初めに、令和5年度繰越明許費繰越計算書に係る報告がございます。

続いて、第32号議案では、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてご審議いただきたく存じます。

続く第33号議案、第34号議案では、国の法令等の改正に伴い、過疎対策や地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご提案いたします。

そして、第35号議案においては、令和6年度一般会計、また第36号議案では、国民健康保険特別会計の補正予算をご提案するものです。

いずれの議案も住民生活に直結する大切な案件ですので、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和6年第2回議会定例会開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

本日より大変お世話になります。

○議長 佐藤博 次に、日程第3、一般質問を行います。

通告書にしたがって質問を許します。岡田邦敏君

(岡田邦敏議員 一般質問席へ)

○5番 岡田邦敏 議席番号5番、岡田邦敏、議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして質問させていただきます。

最初に、防災対策についてですが、私たちの住む日本列島は火山の影響や4つの地震プレートに囲まれ、いつどこで地震が発生してもおかしくないと聞いております。近年では、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震と甚大な被害をもたらせた大地震が起きております。

いつ起こるか分からない地震も心配ですが、当町では最も心配されるのは、梅雨どきの季節にこれから入りますが、長雨によって地盤が緩み、土砂崩れ

による道路の寸断や建物の崩壊、また、台風による河川や側溝等の氾濫で、床下や床上浸水の影響による地域住民の不安を少しでも回避するために、我々行政に携わる者として日頃から防災対策が必要だと思いますが、まず町長のお考えをお聞かせください。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 お答えします。

本当に今、異常気象、これに伴い、油断ができない。そんな中、当町でも令和元年10月でした。遅い台風でしたけれども、1日降雨量が24時間で627ミリと、北関東、群馬でも例がない降雨量を記録しました。そんなとき、早めの避難指示を出しまして、町民の1割に当たる約600人近くの方が各避難所へ避難していただきました。早めの避難でしたので、本当にけが人、死傷者、ゼロでした。非常に安心したかなと思っています。

そういった意味で、またその後、いろんな形で避難所も設備体制を取っております。ですから、かといって安心はできない。そういった意味で、緊張感を持って防災対策、進めていきたいと思っております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 ありがとうございます。

本題に入りたいと思います。

まず、避難訓練について、幾つか質問したいと思います。

万が一の場合に備えての訓練が必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 詳しい内容は総務課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 お答えいたします。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が発生しており、甚大な被害をもたらしております。こういった状況から考えまして、備えや訓練は重要なことと考えております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 ありがとうございます。

川井地区で毎年避難訓練を行っていると聞いておりますが、川井地区以外でも実施の状況は分かりますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 平成27年11月、土谷沢地区で行っております。その後、平成28年11月に矢川区、平成29年11月に上小坂地区で実施をしていましたが、その後、コロナ禍の影響がございまして、今現在は実施に至っていない状況でございます。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 ほかの地区でもこれからやはり訓練はしたほうがいいと思いますので、検討願いたいと思います。

次に、区長、民生委員を活用した自力で避難することが困難な方への支援方針ができたと聞きましたが、その関係、区長、民生委員だと受け持ちの範囲が大きくなり、有事の際には自分たちのことで精いっぱいになり、対応できないのではないかとといった不安があると言った方もいましたが、その辺はスムーズにいくかどうか返答してください。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 手順といたしましては、区長、民生委員の皆様が要支援者様のお宅へ電話などをしていただきまして、安否や避難が必要かどうかの確認をまずしていただきます。その後、こういった状況を町に報告していただきます。これが1つ目となります。

その後、町が地域の支援者である消防団員の方などになるんですけれども、そちらへ連絡をしまして、避難の意思のあった要支援者、この方を避難所へ移動支援を行うということになっております。地区や民生委員による共助、こちらが重要と考えておりますけれども、各地区の自主避難計画の策定を進めまして、対応をしていきたいと考えております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 スムーズに避難ができるよう、ご指導のほどよろしく願います。

次に、防災無線が聞き取れない地区があると聞いている。また、道の駅などでは、締め切っているとなかなか聞き取れないみたいですが、対応のほどはどうでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 防災行政無線につきましては、51の屋外子局の配置をしております。また、電波の難聴区域につきましては、約660個の戸別受信機を各対象の家屋に配備しております。

また、聞き取れなかった場合につきましては、「電話対応サービス」を行っておりますので、こちらの利用を勧めておるところでございます。

道の駅などのお客様の多い施設、こちらについては、戸別受信機などの設置についても考えられますので、状況をよく確認し、どのような方法がよいか検討していきたいと考えております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 スムーズにいろいろ防災無線が聞き取れるよう、ご配慮のほどよろしくをお願いします。

次に、避難所関係について、幾つか質問したいと思います。

避難所での高齢者や体の不自由な方が寝泊まりするときに、ベッドなどがないとちょっと大変かと思えます。その辺の対応はどうでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 現在の状況ですけれども、数は少ないんですけれども、保健センターに段ボールベッドを5台配置しております。保健センター以外の避難所で活用する必要が出てきた場合は、保健センターから持ち出して対応をしていきたいと考えております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 5台ですか。5台ではちょっと少ないような気がしますので、今後ちょっと増やすように、予算の都合、検討してください。

避難所において、女性ならではの悩みなどもあり、男女平等ですが、男性の職員にはちょっと言いづらいことが、多々あるかと思えます。女性のリーダーについては、どのように考えておりますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 避難所の運営につきましては、避難所開設運営マニュアルというものがございまして、こちらに基づいて行っております。各避難所を運営する職員については、男性だけにならないように配慮をしながら配置しております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 避難所のトイレの関係ですが、トイレ状況、水洗化にされていると思いますが、なかなか洋式化はほとんどされていないと思います。

また、防災マップには、災害の状況により、各地区に所在する公共施設や公会堂などを避難所として使用することがあります。地区公会堂では洋式化はおろか、水洗でないところもあり、高齢者などは不便を感じるほか、子どもなどは昔ながらのトイレだと用を足せないなどと聞いています。用を足せないということは、イコール水分不足になるというおそれもありますので、一度にはできませんが、定期的に予算をつけて洋式化に、水洗化に改良する

ように考えてください。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 町内14か所の避難所につきましては、全て水洗トイレとなっております。しかしながら、洋式トイレが配置していない場所もございまして、対応を考える必要があるかなとは考えております。

また、各地区の公会堂等の改修でございますが、下仁田町公会堂施設整備事業補助金もございまして、区長会等で周知をして諮っていきまして、必要であればそれで対応していきたいと考えております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 そうですか。そんないい補助金があったら、ぜひ活用して今後進めてください。

避難所に設置しております非常食については、量はどの程度になっておりますか。また、期限が切れたものは、どのように取り扱っているのかお聞きします。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 町内14か所の避難所には、食料は約7,800食、飲料水は、500ミリリットルのペットボトルで9,800本を備蓄しております。このほか、各地区集会所におきましては、食料を約3,400食、水3,500本を配備しております。合計しますと、食料が1万1,200食、飲料水につきましては、1万3,300本となっております。期限につきましては、基本的に5年とするものが多い状況でございます。

備蓄品は、令和2年度に約5,300食と水を5,200本と、結構多い量を購入しております。これの期限が令和7年度に迎えることございまして、来年度、予算計上をしていく予定でございます。また、期限が近いものにつきましては、入れ替えのタイミングにおきまして、ガス展などのイベントで無償配布の提供を行ったり、地域に配付するなどの対応をしております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 使わないにこしたことはないですが、有効に使ってもらえればと思います。

次に、停電時のラジオや携帯電話の充電については、どのような対応をしておりますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 災害時の備蓄品としまして、発電機を町で2基、消防団の

車両に14基の計16基と、あとポータブル電源を2基所有しております。

また、電力に関しましては、東京電力パワーグリッド高崎支社と災害協定を結んでおりまして、移動用発電機車両等の配備を要請し、対応したいと考えております。

このほか通信に関しましては、NTTドコモが取組をしている充電器やモバイルバッテリー、無料Wi-Fiなどの支援を要請し、避難所の通信確保を行っていきたいと考えております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 次に、避難所の衛生面についてですが、どのようなものが用意してありますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 避難所によっては多少の数量の違いはございますが、マスク、消毒液、ハンドソープ、非接触型の体温計、タオルやごみ袋などを避難所開設時に、役場にこちらを保管しておりますので、こちらから搬入をして対応しております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 避難所でのマイナンバーカードを活用するという話も聞いておりますが、どのような活用方法がありますか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 マイナンバーカードによりまして、避難所への入退室の状況を確認するといった実証実験が今行われていると聞いております。

また、お医者さんにかかっているような方の薬剤情報などにつきましては、オンライン資格確認等システム、災害時医療情報閲覧機能というのがございまして、こちらによって、患者様が被災され、マイナンバーカードを持参していない場合でも、氏名、生年月日、性別、住所等で情報の閲覧ができ、大変有効なことだと考えております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 災害対応型の自販機について、町内ではどの程度あり、どのような活用をするのですか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 町内全体のことがちょっと確認が取れなかったんですけども、町におきましては、三国コカ・コーラボトリング株式会社、あとは株式会社伊藤園との2社と災害協定を締結しております。

コカ・コーラの自動販売機につきましては、保健センターに1台、伊藤園

は役場の町民ホールに1台配置しておりまして、有事の際には、職員が鍵を使ってちょっと設定することによって、自動販売機の在庫を無償提供するといった内容になっております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 そうですね。町内にはかなりの数の災害対応型の自販機があると思います。いざというときに使えるよう、お店の方にご指導をお願いしたいと思います。

次に、大きな2番ですが、森林環境譲与税について質問したいと思います。よろしくをお願いします。

社会経済委員会の所管であります。質問するの本当に申し訳ないんですが、令和6年度から森林環境税が目前として、1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するとあります。また、森林環境税を納める方は、どのように税金が使われているか関心があることから、質問させていただきたいと思います。

全国的には、森林の整備が行き届いていない山林が多く見受けられます。喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林環境譲与税が導入されました。下仁田町の森林組合の先日の総会の組合長の冒頭の挨拶でも触れておりましたが、そこで町長に森林環境譲与税についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 お答えします。

森林環境譲与税、数年前に正式に成立したわけでございます。これが今から30年前、平成の初め頃ですかね、全国の森林の多い市町村長、団体とかありまして、国に働きかけてきたものが、やっと30年たってこれできた、そういう状況にあります。

といいますのは、皆様もご存じの方もおるかと思うんですけども、昭和の後半から非常に林業が荒廃しまして、これは国の施策のちょっとまずいところでもあるんじゃないかなと思いますけれども、そんな中、荒廃の進むものをいろんな地方自治体、特に日本は森林国であり、また、どこの市町村も都心を除いては大変な面積の森林を持っていると。そういった中で、何とかしていこうというのが発端でした。

ある意味、また新減税的な意味もこれは持っています。地方の森林のある町村から、その水の恩恵を受けているのが都市部と。そういう意味で、形とすれば、本当は新減税がよかったんでしょうけれども、そうならずやはり

法律ですから、全国民にお願いするという形を置いたらしいです。

そんな中で、幸いにもこの形ができた。これが森林の活性化につなげていけると、非常にありがたい、町にとっては、税制かなど、感じています。そういったところでございます。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 ありがとうございます。

それでは、最初に、具体的に幾つか質問させていただきたいと思います。

森林環境税はどのような方法でいつから賦課徴収されるのか、まず伺いたいと思います。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 詳しい話は住民税務課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 住民税務課長

○住民税務課長 小金澤康夫 お答えします。

森林環境税は、今年度から個人に対して課税される国税であり、個人町県民税の均等割が課税される方につきましては、森林環境税の年額1,000円も合わせて課税されます。

なお、平成26年度から、個人町県民税の均等割に年額1,000円増額されていた東日本大震災復興基本法に基づく復興特別税は、令和5年度で終了となりましたので、均等割年額5,700円に変更はございません。

また、森林環境税のその税収の全額は、国によって森林環境譲与税として都道府県、市町村へ譲与されます。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 分かりました。

次に、森林環境譲与税はいつ頃から始まった制度で、譲与基準はどのようになっているかお聞かせください。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 その件に関しまして、農林課長より答弁させます。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 お答えいたします。

創設年度は令和元年度で、譲与基準は令和6年度に法改正され、私有林人工林面積55%、林業就業者数20%、人口25%により譲与されます。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 過去の国からの歳入、入ってくる実績はどのぐらいですか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 創設年度の令和元年度1,414万8,000円、2年度3,006万6,000円、3年度3,015万5,000円、4年度3,692万円、5年度3,692万円でした。令和元年度から5年度での譲与額の合計ですけれども、1億4,820万9,000円です。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 それで、都市部の森林のない市町村にも該当しているんですか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 森林環境譲与税は人口に応じた配分が25%となっていますので、私有林人工林面積がなく、また、林業就業者数がいなくても、人口割により譲与されますので、森林がない市町村も対象となります。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 今後の歳入金額は増えるのか減るのか、伺いたいと思います。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 令和6年度の歳入見込額4,531万円で、7年度も同額の予定です。令和5年度と比較して、839万円の増額見込みです。今までは段階的に増額されておりましたが、今後は6年度と同額程度の見込みを推移する予定です。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 分かりました。

次に、歳出の関係、資金使途、森林環境譲与税の使途について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 森林環境譲与税の使途は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律で規制されております。それには、森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発、その他の森林の整備に関する施策となっております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 今年度の使途の内容を伺わせてください。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 令和6年度は、作業道修繕料、固定資産税情報管理システム整備委託料、意向調査委託料、森林整備促進伐採搬出補助、林業担い手育成支援事業補助金、ぐんまの木で家づくり支援事業補助金です。

そのほか、建設水道課が実施します防災対策予防伐採、町道支障木伐採で

す。また、教育課で実施します荒船風穴周辺支障木伐採業務へ充当いたします。

令和6年度の歳出見込額は4,590万5,000円で、執行率は101%を見込んでおります。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 使途の公表は行っていますか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 法律で規制されており、市町村及び都道府県では、インターネット等の利用等により使途を公表しなければなりません。町としましては、ホームページで使途を公表しております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 近頃では河川も木々が大分茂っておりますが、無理かなと思いますが、河川や道路等の雑木の伐採に譲与税は使えますか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 河川内に単体で生えている雑木の伐採は対象外ですが、道路の沿線については、令和4年度より近年の豪雨や台風等により被害が激甚化しており、未整備森林の影響による災害が危惧されていることから、森林環境譲与税を活用して防災対策予防伐採、町道支障木伐採に取り組んでおります。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 地元の森林組合は、地域の林業において大きな役割を果たしています。助成をできるだけお願いしたいと思っております。

例えば昨年もそうですが、チェーンソーの競技大会の参加には多額の費用が必要となるようです。また、林業の担い手を確保するためには、福利厚生を充実することは有効な手段だと考えておりますので、どうでしょうか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 令和5年度より、森林の適正な管理を行う林業従事者の担い手の確保を図るため、林業従事者の就労環境の改善及び長期就労化を目的とした総合的な対策事業に要する経費を補助する費用として、林業担い手育成支援事業補助金を制定いたしました。

具体的には、担い手育成、就労環境の改善、林業従事者就業支援、森林整備推進活動事業に対して森林組合に助成しており、議員がおっしゃったチェーンソー競技大会の旅費に対しましては17万円、総額で101万1,000円を補助しております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 今年度も大会で優秀な成績を収めたと聞いておりますので、可能な範囲で助成をしてあげてください。

最後に、町長に伺います。

今後の森林環境譲与税の用途についての考えを町長なりにありましたらお答えください。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 令和5年度より各論ですけれども、林業担い手育成支援事業補助金、これを新設しております。そしてまた、ぐんまの木で家づくり支援事業補助金の拡充、さらに道路沿線の予防防災といいますか、対策としての伐採に取り組んでおります。

いずれにしても、今後は森林あるいは環境の整備、これに活用していきたいと。そしてさらに、下仁田の豊かな森林資源、次世代へと引き継いでいくための取組を進めていきたいと思っております。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 力強い言葉をいただきありがとうございます。

森林整備をするには、循環型社会形成をする上で非常に大切なことであります。それには地元の森林組合を頼るしかありませんので、今後も森林組合と連携し、引き続き森林環境譲与税を有効に活用することを期待していますので、お願いします。

それと、時間がまだ少しあるみたいですので、通告書に記載しておきませんでした、よろしいでしょうか。

○議長 佐藤博 あと2分で。

○5番 岡田邦敏 分かりました。じゃ、2分の範囲で。

町長にお聞きします。

12月4日が任期満了となりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 そうですね。この2期8年間は、私も町政に関しまして遭遇しましたあらゆることに対して、改善あるいは改革に努めてまいりました。ですが、まだまだ完成形には至っておりません。さらに確固たる信念を持って、また今以上しっかり前進していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 岡田邦敏君

○5番 岡田邦敏 ありがとうございました。

以上で、私の質問は終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。

なお、再開を10時50分といたしますので、お願いいたします。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時50分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

木暮弘元君

(木暮弘元議員 一般質問席へ)

○6番 木暮弘元 ただいま議長のお許しを得ましたので、6番議員、木暮弘元が通告書に沿って一般質問をいたします。

まず、クマ出没の対策について質問いたします。

クマによる被害が全国で相次ぐ中、5月31日の午後2時3分の「下仁田インフォメール」によると、午後1時50分、西野牧清水沢地区でクマが目撃されたという情報が発信されました。その日の深夜に、安中市松井田町の住宅にクマが侵入し、70代の夫婦が襲われて重傷を負ったという事件が起き、テレビや新聞で大きく報道されました。

近くの小学校では登下校の際、車で児童の送迎や保護者の付き添いを求めるなどして、警戒を強化し、住民に不要不急の外出を控えるなど、注意を呼びかけているそうです。

当町でも起こりかねない事案であります。

そこで、近年、クマの出没状況について伺います。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 そうですね。クマの出没ということで、今、木暮さんの発言にありましたように、私の地区で発見があったということで、憂慮すべき状況かなと思っています。捕獲に関してはまた説明いたしますけれども、まずは詳しいことは農林課長に答弁させます。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 お答えいたします。

県内のクマの目撃・出没件数ですが、令和元年度1,039件、2年度1,171件、3年度421件、4年度473件、5年度715件です。

下仁田町の目撃・出没状況ですが、令和元年度14件、2年度20件、3年度10件、4年度9件、5年度8件です。令和6年度に入ってから、5月14日には中小坂虻田地区、30日には下小坂森沢地区、31日には西野

牧清水沢地区の3件で、目撃・出没が確認されております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 次に、クマによる被害の状況について伺います。よろしくお願
いします。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 県内のクマによる人身被害発生状況ですが、令和元年度2
件、2年度6件、3年度7件、4年度ゼロ件、5年度4件で、6年度1件の
発生状況です。死亡事故はないものの、被害の中には重傷事故も発生してい
ます。被害の78%は、山菜採り、登山、溪流釣りなどクマの生息域での発
生ですが、偶発的に至近距離での遭遇した際に発生したと思われるものがほ
とんどです。

一方、散歩中や旅館、駐車場など、人間活動域と考えられる場所での遭遇
事故も報告されております。

なお、下仁田町では、人身被害は発生しておりません。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 今、課長に答えていただきましたけれども、幸いにして当町で
は人身事故もないということですね。

次に、出没の対応について、クマが出没した際の対応について、どのよう
にしていますか、伺います。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 多くは住民の通報によるものです。通報があった場合は、
インフォメールや防災無線での周知と同時に、警察への通報、猟友会への電
話連絡をして対応を取っております。クマの出没場所から通学路が近い場合
には、学校にも連絡をしています。

また、職員が現地に出向き、聞き取りや花火の打ち上げなどを実施してい
ます。

なお、5月14日の中小坂虻田地区、30日の下小坂森沢地区のクマの出
没を受け、猟友会によりクマ捕獲おりを2か所に設置いたしました。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 子供たちへの安全対策として、どのような対応をされているの
かお伺いいたします。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 学校から保護者に注意喚起のメールを送り、周知をしてい
ます。また、教員が朝夕に出没した地域のパトロールを実施したり、下校時

にはバスに同乗して、下車後もバス停から自宅まで見送るなど、子供たちの安全を第一に対応しております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 住民に危害を及ぼすようなおそれのクマが出没した際には、どのような対策を講じておりますか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 クマの捕獲許可については、群馬県鳥獣保護管理事業計画の許可基準のほか、地域個体群を安定的に維持する観点から、被害の効果的な防止に必要な範囲で許可されています。

1つ目、原則として現に被害が発生し、効果的かつ十分な被害防除対策を講じても被害が軽減されない場合。

2つ目、人身への危害の発生またはそのおそれがある場合など、不測の事態により緊急的な対応が必要とされる場合。

3つ目、適正管理計画に基づき、地域計画を策定して検討委員会の承認を受け、総合的・科学的・計画的な被害防除対策を行う場合。

などが掲げられております。

許可捕獲等を実施した市町村は、管轄の森林事務所に捕獲に関わる報告書の提出をいたします。その後、原則として捕獲した全ての個体のサンプル部位を群馬県立自然史博物館に送付を行います。

こうした事案が発生した際には猟友会と連携を取り、安全を最優先する中で、適切に対応してまいります。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 次に、今後の対策についてお伺いいたします。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 クマによる被害が全国で相次ぐ中、群馬県では県内に生息するツキノワグマについて、地域個体群を安定的に維持し、農林業被害の軽減や人身被害の回避、生息分布や行動域を抑制するため、「群馬県ツキノワグマ適正管理計画」を策定しております。

また、クマが令和6年4月から環境省により「指定管理鳥獣」に追加されました。これを受け、県では今年度新たな対策として、リアルタイムで把握するマップ作成や麻酔銃の捕獲のほか、管理の範囲を拡大して生息調査を行うため、赤外線カメラを増やし、対策を強化していくことを決めております。

町としましても、クマが住宅周辺に近づかない対策として、家の周囲による取り残しの果樹や野菜、蜂の巣の撤去、生ごみなどを放置しないこと、ま

た、クマが隠れられる場所を少なくするため、住宅周辺の草を刈ることなどを広報で周知するほか、これまでの対策を踏襲していきます。

新たな対応としましては、下仁田猟友会と覚書を締結し、迅速で役割を明確化した対策を講じていきたいと考えています。これを機に、クマ出没の際の対応としましては、出動費等の補助を設けたいと考えております。

また、令和7年度県予算編成及び施策に関する要望事項としまして、県の農政部技術支援課へクマ駆除対策についての要望を提出いたしました。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 次に、安中市では被害直後の3日、人身被害抑制に向けて、5項目の緊急要望書を山本一太知事に提出しました。高崎市は4日、クマの出没や目撃情報を基に、現場に出動する猟友会への活動費の支給、捕獲処分費の増額と緊急対策を始めたと発表されました。5日の新聞には、川場村の「野生動物出没を防ぐクマ止め林」として、中学生20人が栗やコナラの苗木を50本植樹したと報道をされています。各地でクマ対策をされている様子が報道されております。

当町での現状での最大の対応をされていることを確認しましたが、安全で安心できる地域にするための施策を強力に進めていただきたい。

最後に、町長へクマ出没対策に対する決意のほどをお伺いしたいと思っております。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 そうですね。深刻にならないように、毅然として。頼りは猟友会であります。出動費補助なども十分検討しながら、猟友会としっかり連携を取って、対策に当たっていきたいと思っております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 人身被害が起こらないよう、安全の対策をしていってください。

今日は教育長には質問が回りませんでした。くれぐれも児童・生徒に危害が及ばないように、しっかりとした配慮と対策をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 どうぞ、続いて。

○6番 木暮弘元 次に、農業の担い手不足についてということで、ちょっと農家と農業の訂正をいたしたいと思っております。

次に、農業の担い手解消について、現状と補助の制度についてよろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 お答えいたします。

甘楽富岡地域では、就農相談体制を整備しております。体制としましては、関係機関が就農相談窓口を設け、情報共有を行うワンストップ窓口、相談時は原則2名以上での対応、相談を受けた者が就農相談カード及び記録カードを作成し、関係機関に情報提供を行っています。

また、意欲のある担い手を育成するため、就農サポート会議を実施しております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 次に、農業の担い手の現状について伺います。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 甘楽富岡地域の自営及び44歳以下の新規就農者数ですけれども、令和元年度5名、2年度4名、3年度9名、4年度9名、5年度8名です。下仁田町の状況は、令和2年度1名、4年度1名、元年度と3年度、5年度はおりませんでした。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 次に、下仁田町で、地域おこし協力隊として農業に従事されているのは何名おりますか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 農林課では、地域おこし協力隊として都市住民の受入れ、農産物の生産技術を継承し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等、次世代を担う農業者として、町へ定住・定着を図っております。

農業に携わっていただく協力隊員の募集を平成29年度から開始し、平成30年5月から令和3年4月に1名、令和2年12月から5年11月に1名、令和4年6月から6年5月に1名を受け入れ、全体で3名中2名が町に定住し、就農をさせていただいている状況です。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 次に、農業の担い手に対する補助制度はありますか。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 町では、「認定農業者連絡協議会育成助成費補助金」や国の新規就農者に対して年間最大150万円、最長5年間分を補助する「農業次世代人材投資資金」を行っています。

新たに令和6年度からは、「下仁田町新規就農者応援事業補助金」を制定し、新たな農業の担い手を確保し、地域の農業の振興を図るため、販売、出荷等を行う新規就農者に対して補助を行います。

内容ですが、農業機械の購入や施設整備に対する補助金として補助対象経費の2分の1、上限100万円の支援を行ってまいります。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 次に、地域計画について伺います。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 地域計画は、農業経営基盤強化促進法第19条に規定されております。正式名称は、「農業経営基盤の強化の促進に関する計画」であり、これを略して「地域計画」といいます。

端的に言えば、地域の「農業の将来の在り方」の計画であり、最大のポイントは、その計画で「農業を担う者」ごとに利用する農地等を定め、10年後の地域農業の設計図であります。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 次に、地域計画の策定手順について伺います。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 令和5年4月、国より「農業経営基盤強化促進法」が改正され、全国の市町村及び農業委員会において、「地域計画」の策定が義務づけられました。本計画は、現況の耕作状況を基に農業者の意向を調査し、10年後の農地を1筆ごとに図面化し、縦覧した後、国に報告する内容となっております。

地域計画の策定手順ですが、1、農地所有者へ意向調査を行い、集計後、電子図面の作成。2、協議の場とし、座談会を開催し、目標地図を作成。3、地域計画の完成。4、地域計画の実行です。

県内では昨年度から既に着手している自治体もあり、当町においても早期に対応する必要があります。

なお、1筆ごとに10年後の農地経営を図面化する膨大な作業のため、国からも、令和6年中は一部地域を先行して完成することでも構わないという指導がございました。これを受けまして、本年度は国の補助事業を活用する地域である大字馬山、中小坂、東野牧の一部地域を対象に、計画策定を実施したいと考えております。

策定期限が本年度末のため、今後、予算化をして進めていきたいと考えております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 農業は、地域の主要産業の一つであります。農業が盛んであれば、地域経済も活性化し、雇用創出や地域内での資金循環が促進されます。

また、農業に従事する人々の所得向上は、地域全体の豊かさにつながります。10年後、20年後を見据え、農業を担う人を明確化し、下仁田町の農業を維持していただきたい。

最後に、町長に伺います。

「道の駅しもにた」において、下仁田ねぎの収穫期以外にも、下仁田の野菜をもっと置いてほしいという声を聞きます。遊休農地を含め、施策を講じてほしいと思いますが、検討願えますか。町長、よろしくお願いします。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 そうですね。道の駅、非常に最近集客も大分増えてまいりました。そんな中、通年通して野菜も売ればと思っています。

それには、先ほども農林課長がいろいろルール説明しましたけれども、やはり新規就農者、また遊休農地、荒廃農地対策、これらもしっかりと対策を取っていくことが全体的な農業政策だと思います。その方向で進んでいきたいと思っております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○6番 木暮弘元 いろいろありがとうございました。

担い手不足の解消を目途として、施設とともに農地を守り、農業の活性化を図っていただくことを願って、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。

そのままお待ちください。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時15分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

岩崎正春君

なお、岩崎正春君より、質問に際する資料を配付願いたいということでございますので、これを許します。

事務局より配付願います。

その間、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時16分

再 開 午前11時17分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

岩崎正春君

(岩崎正春議員 一般質問席へ)

○7番 岩崎正春 ただいま議長の許可が得られましたので、通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。

地籍調査についてお尋ねしたいと思います。

私は原三角測点のことを調べていて、土地の戸籍である地籍への重要性を改めて知ることとなり、今回の質問に至りました。

まず初めに、町の地籍調査の現状についてお尋ねいたします。

我が国の地籍や地図の歴史は古く、大化の改新からと言われています。その歴史については、さきの平成23年6月議会にて、高瀬議員の一般質問にて、るる述べられています。現代では、明治以降、「地租改正」により重要性が増してきたとあります。

ここでは特に歴史の過程をやり取りするわけではなく、現代、特に戦後、国土調査法を制定以来、その戦後における土地の面積による課税が、全て測量によってなされてきたことを踏まえて質問いたします。

町での課税対象とすべき固定資産税の基礎とするものは、どのようなことか。また、より正確で不公平感のない地籍調査の現状は、どのような取組になっていますか。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 詳しい話は、農林課長に答弁させます。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 お答えいたします。

地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとに土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。土地に関わる固定資産税の課税は、国が定める固定資産評価基準に基づき、登記簿に登記されている地籍、いわゆる「登記地籍」により課税することが原則です。

しかし、調査未実施の土地との税負担の公平性の観点から、調査が完了するまでの間、調査前の面積で課税を行い、地籍調査が完了すれば、地籍調査後の登記地籍の課税となります。つまり地籍調査の成果に基づいて、土地の面積や地目の修正が行われることにより、土地の実態に合った適正な課税が行われることとなります。

続きまして、県内の地籍調査の現状ですが、令和5年7月現在、35市町村中、全完了が4市町村、実施中が20市町村、休止中が6市町村、未着手が5市町村、下仁田町は着手していない状況です。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 それでは、地籍調査の必要性と進まない理由をお尋ねいたしま

す。

前回、平成23年6月、一般質問に対する認識はどうだったのか。また、国交省のホームページでは、下仁田町では取組が零%、1ミリも動いていない気がします。その姿勢を伺います。

最近の測量技術は目覚ましく、実質測量もトランシットやコンペックス、ローラー距離計だけでなく、レーザートラッカー、墨出し機ですね、それと衛星を介したスターリング技術により、ドローンによる超微細映像撮影には、上空から立木があっても地面の凸凹はもちろん、古道跡や枯れた河川跡も正確に図れるとのこと。御答弁をお願いします。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 平成23年6月、一般質問に対する認識はどうだったかの質問についてお答えいたします。

前町長は、皆さんの意見を聞く中で、研究、検討を重ねてまいりますと回答しております。地籍調査を実施することにより、土地境界をめぐる紛争を未然に防止できるばかりでなく、これに伴って土地取引の円滑化や災害後の早期復旧を迅速に図ることができますので、必要性は理解しております。

こうした中、直近では令和3年11月及び令和4年1月には課長会議を開催し、地籍調査についての研究や検討を行いました。着手をするに当たり、幾つかの課題があり、具体的に実施する結論には至りませんでした。

課題としましては、1つ目、地籍手続の複雑さです。地籍調査は手続が複雑で、時間とコストがかかるため、市町村などが積極的に進めることが難しい場合があります。

2つ目は、技術的な課題です。正確な境界や面積を調査するためには、高度な技術や設備が必要になり、それらを整備することが課題となっております。

3つ目は、人員体制の不足です。現在の人員体制では限界があり、また、業務のノウハウを持った職員等の不足です。

4つ目は、予算不足です。地籍調査には一定の予算が必要ですが、予算不足や他の優先事項への予算配分が優先されることにより、調査が進まないことが挙げられます。

調査の必要性は十分認識しておりますが、これらの要因や費用対効果の面から、町として着手していない状況です。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 答弁ありがとうございます。

ただ、ちょっと気になったのは、費用対効果の面という御答弁をいただきましたが、人の戸籍をつくるのに費用対効果という言葉は使いませんよね。ですから、またとても重要な公図の作成なので、できる限り予算等、あるいは人員の配置等も大変だと思いますけれども、取り組んでいただきたいと思っています。

次に、地籍調査に係る費用と財源は、お尋ねいたします。

町が実際に取り組むとなると、どのようなことが想定されるでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 地籍調査は自治事務として市町村等の地方公共団体が中心となって実施されています。事業経費は国の指針によると、市町村が実施する場合、事業費の2分の1を国が負担し、残りを都道府県、市町村で均等に負担いたします。

特別交付税が80%交付されますので、実質的には市町村は5%の負担で、地籍調査の事業を実施することが可能です。

このように、事業に要する経費は市町村、都道府県、国が負担しており、地元住民の方に個別に負担を求めることはございません。

町が実際に取り組んだ場合には、下仁田町の総面積は188.38平方キロメートルです。そのうち国有を除きますと、調査を必要とする面積が151.78平方キロメートルほどになります。

工程としましては、実施計画の作成、地元説明会、土地の境界の確認、境界の測量、地籍簿の作成、調査結果の閲覧、登記所への成果の送付などがあります。この間、約3年の時間を要します。

実施に当たり、宅地、田畑を優先的に調査しても、実際の調査期間は、何十年という歳月の時間を要すると思われれます。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 今の答弁によると、事業費の2分の1を国が負担し、残りを都道府県、市町村で均等に負担。特別交付税が8%交付されて、実質的には町村が5%の負担で、地籍調査事業を実施することが可能という答弁をいただきました。

一般財源持ち出しが5%に対して、森林環境譲与税基金から充当できれば、これこそ森林環境譲与税の大きな使い道ではないかというふうに私は判断しております。適切な基金の使用を考慮していただきたいと思っています。

次に、調査が遅れるほど困難になると思うけれども、早急な着手をお願い

したいと思います。そもそも地籍調査が遅れると、多くの不利益があると思います。そのことをどのように捉えていますか。お尋ねいたします。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 遅れるリスクとしましては、1つ目、土地境界の調査に必要な「人証」や「物証」などが失われ、時間の経過とともに調査が困難になります。

2つ目、土地売買や名義変更等に時間と費用がかかり、土地の有効活用の妨げになるおそれがあります。

3つ目、土地の公図が正確でないため、課税の不公平感が生じます。

また、実施する効果としましては、登記手続がスムーズになります。

2つ目としましては、山林の境界境が明確化し、森林の適切な管理がしやすくなります。

3つ目、公共事業の効率化やコスト削減が期待できます。

4つ目、地籍の正確性による税の適正化が図れます。

5つ目として、災害被災後の正確な原状復帰が可能となるなどが考えられます。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 いろいろメリット、デメリットも挙げていただきまして、ありがとうございます。

国土基本法が令和2年に改正され、土地の登記的利用を牽制しつつ、公共の福祉に資することが明記されております。それにより、国土利用法や国土利用基本計画による総合的な土地利用をうたっています。

今、課長のほうから答弁いただいたように、地籍は人間の戸籍に当たり、それを整備することは行政のインフラ整備に当たる最も基礎的な整備で、これらが整えば、例えばお配りした資料を見ていただければ分かると思いますけれども、甘楽町のように85%も進んでいれば、工業誘致もしやすくなりますし、住宅用地の販売もいちいち業者負担で調べる必要もなくなり、大幅な時間と経費節減に直結するため、企業も不動産取引もしやすくなることが考えられます。

逆に能登半島地震では、ある自治体では地籍調査が全く進んでいないため、復興のための公共工事事業が土地権利の特定ができないために、場所によれば全く手がつけられず、結果的に復興の遅れとなっている事例が報告されているようです。

平成23年の一般質問から既に13年、以降から始めていけば、町の地籍

調査も3分の1くらいは実施できたかなと期待するところではありますが、済んでしまったことは致し方ありません。これからです。改めて地籍調査をやらない理由はないと思うので、今から10年、あるいは15年先を目指して、ぜひ始めていただきたいと思います。

土地の戸籍である地籍を整えることは、町民の財産を守り、活用のために自治体の最も基礎的なインフラ整備の1つだと思います。例えば将来的に、町も兵庫県佐用町のように、町が山林を管理するような事態になったとしても、地籍調査が実施してあればスムーズに行くのではないかと考えられます。

それでは、地籍調査に対する町長の見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 そうですね。地籍調査ですか、ちょっと試算した中でも大変莫大な費用がかかります。町の予算をはるかに超える試算が出ております。おそらくそんなことで、十数年前、着手できなかつたかなと思っています。

が、今、重要性とともに、町も大分そういう意味では、補助金等も含め体制も整えられたかなという感じもしていますし、そんなわけで前向きに検討していきたいと思っています。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 確かに私もこれは長年にわたり、多額の費用が要るので大変かなと思いますけれども、幸いといいますか、先ほど申しましたように、環境森林譲与税も交付されていますので、上手に活用していただければと思います。

続きまして、原三角測点の保護に向けてということで、広くその価値を知っていただく必要があると思いますけれども、その辺の見解をよろしくをお願いします。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 その件に関しては、教育課長に答弁させますので、よろしくをお願いします。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 荻野文昭 お答えいたします。

白髪岩の原三角測点の存在や歴史的価値については、研究者の調査により、近代日本の地図作成の根幹を担った文化的価値があると評価されています。現在、その価値や認知度、また保護や文化財指定に向けて、地元有志や関係者による取組が進められていることは承知をしております。

町も、歴史館に地元有志の方から寄贈していただいた標石レプリカの展示、原三角測点の歴史や意義を紹介するパネルなどを作成して、来館者への周知に努めています。町としても大切なものと考えていますので、今後も地元有志の保護・保全活動への支援や、多くの方にその存在を知ってもらうため、関係者の協力を得て情報発信に努めたいと考えております。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 今、課長、自然史館のところを歴史館と言ったけれども、記録に残るんで訂正しておいてください。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 荻野文昭 訂正いたします。自然史館に地元有志の方から寄贈していただいた標石レプリカの展示や、三角測点の歴史や意義を紹介するパネルなどを作成して、来館者への周知に努めております。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 記録やユーチューブで視聴されますのでね。

それでは、次に、まずは登録記念物を目指してはどうかということです。

これ文化財指定とか登録になると、なかなか手続きが難しいということを知りました。

これは日本ジオパーク委員会に出席されていた理事の方から、アドバイスをしていただいたので引用しますと、ちょうど文化庁の天然記念物担当者と白髪岩原三角測点の話をしたところ、行政境界境付近にある文化的資料の進め方としては、まず県が進める。そして、予算に市長が抛出し、いずれかが幹事となり、取りまとめを進めるという方法があり、また、近代の環境予算のように、文化財としての評価が定まっていない文化的資料は、登録記念物を目指して進める方法もあるとの享受をいただいたところです。

そこで、民間や文化関係者、報道関係者も広まる昨今、町としての取組はどのような考えがありますか、お尋ねします。

○議長 佐藤博 教育課長

○教育課長 荻野文昭 指定については、そのものの価値のほかに土地所有者の承諾が必要です。白髪岩の原三角測点については、下仁田町と藤岡市の行政境界付近の国有林と民有林の境界に設置されていると思われるため、所有者や所在が明確にされていないなど、保護や文化財指定においては課題があります。

町の文化財保護指定については、この確定の上に立って「下仁田町文化財の保護に関する条例」に基づき、歴史的価値のあるもの、希少価値のあるもの

のなど、要件を満たしているものを町文化財調査委員会の審議を経て、町教育委員会で判断します。

なお、町の条例では、登録文化財を規定はしておりません。「群馬県文化財保護条例」では、文化財としての価値に鑑み、保存や活用のための措置が必要と思われるものに対して、群馬県文化財登録原簿に登録する「登録記念物」の規定があります。白髪岩の原三角測点は、群馬県としても重要な記念物であることを説明し、登録記念物として登録できるか等について、県の担当者とも協議することも必要かと考えております。

いずれにしても、町文化財調査委員会の調査や意見を踏まえ、また、地元有志や関係機関等の協力を得ながら、課題の解消や文化財の登録、指定において検討したいと考えております。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 ありがとうございます。

報道関係者のいろいろ取組が広がりましてお陰さまで、いろんな方々から協力の申出等も出ております。もう今がチャンスかなと思っております。

なお、これらのものを登録あるいは記念物、そういうものにすれば終わりということではなくて、できることなら地域学習しての取組を後世に引き継いでいければよいなと思っています。

そこで、教育長にもお尋ねしますが、今は学校現場でも部活も外部委託の時代なので、なかなかこういったことを遠足で行くとか、そういったことは難しいと思いますが、下仁田町の資源を利用して、どうにか継承していく方法やお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長 佐藤博 教育長

○教育長 里見立夫 お答えいたします。

議員、最初からお話があった地籍調査等での地図の有用性をご認識あると思いますが、国土の正確な地図を作成するために、三角測点測量が実施され、その基点として三角点が設置されたことと認識しております。

学習面でいきますと、主に社会科になると思いますが、中学校の社会で地理の初めに地図の学習を行います。そういうところで三角点の必要性、そしてそれが本町にあるということを学習で取り上げることは可能かなというふうに思っております。

ただ、生徒が実際にそこへ赴き、実物を見るというのはいろいろ課題があるなとは思っておりますので、すぐに実施というのは難しいかなと思っております。

以上です。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 突然だったんで申し訳ありませんでした。

レプリカもあるので、そういうものを見ながら地理の勉強をしていただければいいなと思います。

いずれにしても、地籍調査も三角点の登録記念物の指定にしても、大変な重労働になると思います。私もできる限りそういったものが進みやすいように、環境の整備に努めてまいりたいと思いますので、職員の皆様も頑張っていたらと思います。

なお、今日は直前まで原稿修正に快く応じていただいた担当課の皆様に感謝を申し上げます。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

休 憩 午前11時41分

再 開 午後 1時00分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

佐々木信也君

(佐々木信也議員 一般質問席へ)

○4番 佐々木信也 議席番号4、佐々木信也、議長の許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

質問の事項なんですが、町内開催のイベント等について。

質問の要旨ですが、まず町有林道等の有効利用についてです。

最初の質問ですが、下仁田町には町道と林道がありますが、町民の中には、自分もなんですが、区別がはっきり分からない人もおりますので、明確な違いを教えてください。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 それでは、各関連の担当課長に答弁させますので、よろしく願いします。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 お答えいたします。

町道とは、道路法で定める道路で、道路法第1条に「道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進

することを目的とする」。

また、道路の種類として、第3条第4項に「市町村道」と定めております。

林道とは、森林法の規定に基づいて、設置されるものであります。主に森林の管理や保全、林業活動を目的として設置される道路でございます。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 では、次の質問なのですが、下仁田町の町道と林道はそれぞれ何路線ぐらいあるのですか、教えてください。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 町道は、1級17路線、2級17路線、その他1,479路線、合計1,513路線でございます。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 林道についてお答えします。

林道については、38路線でございます。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 その町道と林道には舗装路と未舗装路があると思うんですが、その割合はどのぐらいなのでしょう。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 町道の総路線総延長は343キロメートルあり、舗装路191キロメートル56%、未舗装路152キロメートル44%でございます。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 林道については、総延長66キロメートル、舗装路34キロメートル52%、未舗装路32キロメートル48%です。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 それでは、町道と林道を使用するに当たり、特別に決まりや制限はあるのでしょうか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 町道におきましては、道路法の規定により、維持管理及び通行規制等について定められております。

○議長 佐藤博 農林課長

○農林課長 佐藤圭司 林道では、下仁田町林道管理規程により、維持管理及び通行規制等について定められております。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 それらの規定なのですが、希望すれば詳しく教えてもらえる

んでしょうか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 町道及び林道とも申請書類を審査し、受理できる内容であれば許可書を交付できますので、使用が可能になります。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 例えばですが、その条件がそろえば、独自に用途外で占有しても使えることはできるんでしょうか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 先ほども申しあげましたけれども、書類等審査をさせていただきまして、受理できる内容であれば、使用が可能ということでございます。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 話、前後するんですけども、それらの林道、町道の情報なんですけど、場合によってはその路線の詳細なども教えてもらえるんでしょいかね。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 町道及び林道には台帳がございます。台帳の情報であれば、お伝えはできるようになっております。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 その町道及び林道を用途外でも占有する場合は、所管の警察署にその内容を正しく伝え、許可をもらえばよいのかどうかを教えてください。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 ご質問のそのとおりでございます。基本的には、町道も林道とも、所管の富岡警察署に道路使用許可申請書を提出いただくことになります。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 場所によっては近隣に民家がある場合があると思うんですけども、その地区やそれぞれの民家に事前に相談を受ければ、占用利用をすることも可能なんでしょいかね。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 町道及び林道とも目的外使用の場合、道路占用許可申請書及び道路使用許可申請書は、地域住民及び道路利用者の調整と合意形成が必要になります。また、警察署においては、事前に協議会等の設置が求め

られます。条件を満たせば、使用は可能と存じます。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 その許可書なんですけど、出ればそれを確認はするんでしょうか。

○議長 佐藤博 建設水道課長

○建設水道課長 鈴木昌吾 書類の確認はしていきたいと思います。内容につきまして、許可か不許可ということで出るとおもいます。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 よく分かりました。

今回そのような理由を聞いたのは、実は今までいろいろな自動車業界の関係者から聞かれたことや意見の中に、下仁田町の中には魅力的な道路インフラがあるという話を聞いています。

自動車関連の開発メーカーの中には、道路インフラの中に下仁田町は立地条件もよく、テストコースとして使用できれば価値が高いものもあるという意見もあり、現状、首都圏近郊にあるメーカーでもテストするのにわざわざ関西方面や東北、もしくは北海道まで行ってテストをすることもあったことなんです。

そうしたメーカーは経費をかけてテストコースを借り上げ、部品の開発、車の開発をしていることがほとんどなんだけれども、下仁田町ではそういった道路のインフラを提供できれば、下仁田町の収入増になるのではないかと考えて、今まで質問してきました。

そんなわけで、次の質問として、道路、林道の使用料、その他の経費等の徴収関係については、昨年9月22日の全員協議会で堀口議員が提案したとおり、下仁田町観光協会を窓口にしたかどうかと考えています。回答をお願いします。

○議長 佐藤博 観光課長

○商工観光課長 林光一 お答えいたします。

観光振興の一環としてイベント等により収益を上げるには、イベントに関わる宿泊または弁当の手配、駐車場や会場案内等が必要な場合の仲介手数料等だと想定がされます。そういった部分での集客に伴う収益が地域経済の活性化につながれば、ありがたいことだと思っております。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 次に、イベント等の開催についてのガイドラインの作成なんですけれども、質問として、下仁田町の貸出しのガイドラインとして、先ほ

ど回答いただいた用途以外の道路インフラの営利目的使用については、最初の申請を商工観光課で受け、所管の担当課や窓口業務の担当をDMOの役割で、観光協会が話を進めていってもよいのではと考えるんですか、いかがでしょう。

○議長 佐藤博 観光課長

○商工観光課長 林光一 ラリー等のイベントの場合、従前より林道や町道の使用申請をおのおのの施設管理者であります農林課や建設水道課で個々に受け付け、主催者側から同時に提出されることが通例となっております後援申請も併せて、各施設管理者である農林課や建設水道課で受け付けておりました。

しかし、イベント実施による外部からの集客や問合せ対応が想定されるために、商工観光課が総合窓口になって後援申請を受け付け、そのイベントによって使用する道路が林道か町道かによって、必要な使用申請を主催者側に提出依頼するという対応をするということで、各課で申合せをいたしました。

先ほど回答いたしました、イベントに関わる宿泊や弁当手配、駐車場や会場案内等が必要な場合は、観光協会と受入れ体制について協議をしたいと考えております。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 もともと下仁田町の中には、自動車文化やモータースポーツに深く関わってきた人たちが多くことでも、ある意味有名なんですよ。そんなわけで、そのあたりを掘り下げて、観光収入の一環に取り入れるべきだと思ひ、下仁田町の活性化の一つとして起爆剤になると思ひのですが、いかがでしょうか。

○議長 佐藤博 観光課長

○商工観光課長 林光一 ラリー等のモータースポーツは熱心なファンも多く、また、当町は先ほど佐々木議員もおっしゃっていましたが、高速道路からのアクセスもよく、自動車関連の集客による活性化の可能性のある地域だと認識をしております。

昨年度から観光協会でもモータースポーツ関連の研究を始めておりますので、連携して地域活性化につながるような事業、また仕組みづくりを検討していけたらと考えております。

○議長 佐藤博 佐々木信也君

○4番 佐々木信也 質問は以上で、聞きたいことは聞けたんですけども、結びにはなるんですけども、先ほど課長たちの回答にもあったように、道路インフラを用途外占用使用により、その機能が損なわれた場合、機能の原状回

復は当然のことだと思います。

また、その道路の道普請などを担う地元の地域の環境美化のボランティアの方などが少子高齢化や限界集落問題で難しくなる状況の中、その占用利用が営利目的で使用するのであれば、なおさらそうした美化環境に対して相応する負担をお願いするシステムづくりが肝要ではないかと思えます。

また、下仁田町では、現在でも世界遺産の荒船風穴、ジオパーク、日本最初の洋式牧場の神津牧場、奇岩の妙義山、甲子大黒天の中之嶽神社など、首都圏から高速道路を使えば難なく訪れることのできる立地条件を持っています。下仁田町の観光資源としてもっともっといろいろな可能性を引き出して、いろいろな部分を磨き上げていくべきではないかと思っています。

みんなで力を合わせて、活力ある元気な下仁田町にしていこうではありませんか。そんな思いで、今日は一般質問をさせてもらいましたが、最初に告げた時間よりは大幅短くなったんですけれども、今後の下仁田町を活性化させるために、一つの手段として、今、私が述べたようなことを考えて取り入れていってもらえればと思い、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 佐藤博 以上で一般質問を終結いたします。

○議長 佐藤博 本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、引き続きまして、1時30分から302委員会室において全員協議会を開催しますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いいたします。

散 会 令和6年6月12日 午後 1時14分